

川崎市上下水道局最低制限価格設定に係る運用指針

(平成25年3月28日24川上総契第1257号)

川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第14条の2の規定に基づく工事及び製造(物品の製造を除く。)の請負契約に係る最低制限価格の設定について必要な事項を定める川崎市上下水道局工事等請負契約に係る最低制限価格取扱要綱の運用については、最低制限価格設定に係る運用指針の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この運用指針は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局最低制限価格設定に係る運用指針の廃止)

2 川崎市上下水道局最低制限価格設定に係る運用指針(平成18年3月31日17川水総契第394号)は廃止する。